

規制改革会議重点事項推進委員会
医療分野公開討論の項目

平成 19 年 5 月 17 日

- 1 レセプトのオンライン化に伴う審査支払業務の効率化について
 - ・レセプトのオンライン化に伴う社会保険診療報酬支払基金や国民健康保険連合会の審査支払業務に係るコストを削減するためのプロセスと削減額の見通しをどのように考えているか。

- 2 審査の必要性について
 - ・保険者が審査を不要と考えれば、その保険者のレセプトの審査は必要ないのではないか。また、審査は、サンプル審査で足り、すべてのレセプトについて審査をする必要はないのではないか。

- 3 直接審査について

直接審査の同意要件の撤廃については、「規制改革・民間開放推進三か年計画」において、「平成 18 年度中に検討・結論」となっているが、その検討経過と検討結果を具体的にお教えねがいたい。

保険者と医療機関との債権の決済について、通常の間同士の契約の場合と異なって、第三者（支払基金や国保連）を仲介させることを原則とする必要があるのか。

紛争を事後的に処理する中立的な公的機関を設置すれば、審査に第三者を仲介させる必要はないのではないか。